

電子株主総会の検討の視点

Angle in the study of electronic shareholders meeting

安 藤 均

目次

- 1 はじめに
- 2 アメリカの動向
 2. 1 会社法の対応
 2. 1. 1 各州の会社法
 2. 1. 2 小括
 2. 2 電子株主総会の動向
 2. 2. 1 電子株主総会の事例
 2. 2. 2 議決権行使助言会社の見方
 2. 2. 3 小括
- 3 日本の動向
 3. 1 機器を使用した会議体
 3. 1. 1 取締役会
 3. 1. 2 株主総会
 3. 2 商法シンポジウム報告
 3. 2. 1 報告者の立論
 3. 2. 2 立論についての若干の考察
- 4 おわりに

1 はじめに

いろいろな分野でITの活用、IT化が進行している。法曹界に目を転じれば、民事訴訟手続における訴状、証拠書類の電子化あるいは倒産手続におけるオンライン債権者集会の検討が始まっている¹。

会社法の分野においても、株主総会にかかわる電子化を検討する場合、株主総会資料の電子化と総会運営の電子化が問題になる。

書面の電子化については、これまで進めてきた電子化対応を踏まえて、法務省法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会において、株主総会資料の電子提供制度の導入が検討されている²。

一方、株主総会の電子化については、いわゆるインターネットによる議決権の行使等、平成13年の商法改正を踏まえ、電子株主総会の研究³が盛んになった時期がある。アメリカでは、2000（平成

1 裁判手続等のIT化検討会「裁判手続等のIT化に向けた取りまとめー「3つのe」の実現に向けて」（平成30年3月30日）、オンライン債権者集会の検討については平成30年12月3日付け日本経済新聞。

2 法制審議会会社法制（企業統治等関係）部会第19回会議（平成31年1月16日開催）の「会社法制（企業統治等関係）の見直しに関する要綱案」。対象となる株主総会資料は、株主総会参考書類、議決権行使書面、事業報告、計算書類および連結計算書類である。会社法改正案が平成30年12月29日付け日本経済新聞で報道されている。

12) 年にデラウェア州一般会社法⁴が改正され、「電子株主総会」が初めて認められた。

昨年10月に開催された日本私法学会2018年度大会の商法シンポジウムにおいて、北村雅史教授から、「株主総会の電子化」についての報告が行われた⁵。

電子株主総会とは、二つのパターンがあり、ひとつは「ハイブリッド型総会」⁶といわれるもので、もうひとつは「ヴァーチャルオンリー型総会」⁷といわれるものである。

ハイブリッド型総会は、従来どおり株主総会を現実の特定の場所で開催するほか、自宅のパソコン等からもインターネットを通じて株主総会に参加することができるものである。これに対して、ヴァーチャルオンリー型総会は、伝統的な株主総会とは全く違い、株主総会を現実の特定の場所で開催することなく、すべての株主がインターネットでのみ株主総会にオンライン参加するものである。

シンポジウム報告では、報告者からの試論として、日本において想定されるハイブリッド型総会において、オンライン参加する株主に一定の制約を課すこと、具体的には、議決権は認めるが質問権等は認めないことが可能と論じている。しかしながら、この立論には後述のとおり疑問を感じる点がある。株主がオンラインで株主総会に参加する以上、一定の環境整備がなされていることが前提であり、現実の総会会場への参加とオンラインによる参加の両方の選択権が株主にあるということから単純に結論がでるものではないはずである。

そこで、本稿では、シンポジウム報告の研究成果を勉強させていただく。まず、アメリカの動向をみる。具体的には、各州の会社法で電子株主総会をどのように定めているのか、そして、実際に電子株主総会がどのように運営されているのかのサンプリング調査を試みる。そのうえで、日本におけるこれまでの動向を踏まえたうえで、シンポジウム報告の疑問点と思われる点について考えてみたい。最後に、筆者の考える電子株主総会の検討に必要な視点を述べる。

本稿の検討にあたっては、北村教授のシンポジウム報告および研究アプローチに大きな示唆と刺激を得た。同氏に厚く感謝を申し上げたい。

3 代表的な著作物として、岩村 充＝神田秀樹編著『電子株主総会の研究』（弘文堂、2003年）

4 デラウェア州の会社法はDelaware General Corporation Lawという呼称である。

5 北村雅史「Ⅱ 株主総会の電子化」日本私法学会シンポジウム資料「株主総会の変容と会社法制のあり方」商事法務2175号5-16頁（2018年）

6 講学上、hybrid meetingと表現される。

7 講学上、virtual meetingあるいはvirtual-only meetingと表現される。日本ではこのパターンの総会をオンライ総会と表現する研究者もいる。本稿でオンライン参加という場合、ハイブリッド型総会とヴァーチャルオンリー型総会とを区別せずに使用する。

電子株主総会の検討の視点

2 アメリカの動向

ここでは、電子株主総会について先行しているアメリカの状況把握に努める。

2.1 会社法の対応

2.1.1 各州の会社法

各州の会社法がどのような電子株主総会を認めているのかを大別すると、以下のようになる⁸。
電子株主総会を認めないとするものがかなり少ないのが興味深い。

I	ハイブリッド総会とヴァーチャルオンリー型総会の両方を認めるもの	30州
II	ハイブリッド型総会のみを認めるもの	11州
III	電子株主総会を認めず、伝統的なスタイルの株主総会のみを認めるもの	9州
	合計	50州

まず、第Iのパターン、すなわち、ハイブリッド総会とヴァーチャルオンリー型総会の両方を認める会社法を見ていく。

その第1は、電子株主総会の嚆矢となったデラウェア州一般会社法である⁹。

同法211条では、以下のとおり、(a)項(2)号でハイブリッド型総会を認め、(1)号でヴァーチャルオンリー型総会を認めている。

すなわち、(2)号では、取締役会の独自の裁量で決定することが認められている場合で、取締役会が採用するガイドラインと手続に従う場合には、株主は物理的に株主総会に出席しなくても、遠隔通信(remote communication)手段によって、株主総会に参加する(participate)ことができる。その場合には、株主は株主総会に出席し(present)、議決権を行使した(vote)ものとみなされる。

また、(1)号では、基本定款か附属定款において取締役会が株主総会の開催場所を決定する権限が与えられている場合には、取締役会の独自の裁量で、いかなる場所でも開催されずに、(2)号と同じ要件のもとで、遠隔通信手段による方法のみ(solely)で、株主総会を開催することが認められている。

ハイブリッド型総会でもヴァーチャルオンリー型総会でも、会社が行うべき対応として、以下の3つの要件を充足する必要がある。

8 THE BEST PRACTICES COMMITTEE FOR PARTICIPATION IN VIRTUAL ANNUAL MEETINGS Principles and Best Practices for Virtual Annual Shareowner Meeting (2018) 8-9、北村・前掲(注5)7頁

9 これを紹介するものとして、北村・前掲(注5)7頁、黒沼悦郎「アメリカにおける株主総会に関する規整—デラウェア州法を中心として—」商事法務1584号16頁(2001年)、田澤元章「電子株主総会について」名城法学54巻1・2号318頁(2004年)

第1の要件は、円滑通信手段によって株主総会に参加し、議決権を行使したとみなされる者が株主本人であることを確認できる合理的な措置を会社が講ずることである。

第2の要件は、議事の進行に事実上あわせて (substantially concurrently)、議事を読み (read)、あるいは聞く (hear) ことができるなど、株主が総会に参加し (participate)、提案された議案に対して議決権が行使できる合理的な機会を会社が株主に提供することである。

第3の要件は、円滑通信手段による議決権の行使状況、その他株主の (質問などの) 行為について、会社は記録を保存することである。

これらの要件は、電子株主総会を考えるうえで重要な要件であり、以下で引用する場合には「必要3要件」という。

ここでの留意点を述べれば、まず、場所の概念は現実の場所 (place) を意味する。次に、遠隔通信手段の定義はないようであるが、その言葉から、電磁的方法で双方向の通信ができるものと解されている¹⁰。また、電子株主総会に参加してもらうために必要な手段は、映像か音声か何れかの方法でも良く、視聴の両方を要件とはしていないことである。

次に、第Iのパターンの第2の例として、後述の電子株主総会の事例として取り上げるフォード・モーター・カンパニーの本店所在地であるミシガン州の事業会社法¹¹を見る。

同法450.1405条では、第(1)項で、基本定款または附属定款で別段の定めがない限り、株主は電話会議 (conference telephone) もしくはその他の遠隔通信手段による株主総会の参加を認める。その場合、取締役会が独自の裁量で遠隔通信手段の使用を決める権限が与えられる。第(4)項ではハイブリッド型総会を、第(3)項ではヴァーチャルオンリー型総会を認める。

すなわち、第(4)項では、デラウェア州と同様に、取締役会の独自の裁量で決定することが認められている場合で、取締役会が採用するガイドラインと手続に従う場合には、株主は物理的に株主総会に出席しなくても、遠隔通信手段によって、株主総会に参加することができる。その場合には、株主は株主総会に出席し、議決権を行使したものとみなされる。

また、第(3)項では、基本定款あるいは附属定款で別段の定めがない限り、取締役会は遠隔通信手段による方法でのみ (solely) 株主総会を開催できる。

遠隔通信手段による場合、ハイブリッド型総会であれ、ヴァーチャルオンリー型総会であれ、その場合に求められる「必要3要件」もデラウェア州と同じである。

次に、第Iのパターンの第3の例として、フロリダ州事業会社法¹²を見る。

同法607.0701条第(4)項で、ハイブリッド型総会とヴァーチャルオンリー型総会とを認める。す

10 黒沼・前掲 (注9) 16頁、田澤・前掲 (注9) 320頁

11 ミシガン州の会社法はMichigan Business Corporation Actという呼称である。

12 フロリダ州の会社法はFlorida Business Corporations Actという呼称である。

電子株主総会の検討の視点

なわち、取締役会に決定権限があり、取締役会が採用するガイドラインと手続に従えば、株主は物理的な場所になくても、遠隔通信手段によって年次総会に参加することができる。その場合には、株主は出席しているとみなされ議決権を行使することができる。その株主総会が物理的な場所で開催されるか、遠隔通信手段のみ (solely) による場合かを問わないとする。そして、デラウェア州、ミシガン州と同様に、会社は「必要3要件」の対応をすることが求められている。

フロリダ州の特徴は、これまで見てきたデラウェア州、ミシガン州の何れよりも条文が読みやすいことである。また、これらの州と異なるのは、年次総会でのみ認められていることである。

最後に、第Iのパターンの第4の例として、カリフォルニア州会社法¹³を見る。

大要は以下のとおりである。すなわち、同法600条 (a) 項で、附属定款で禁止されておらず、取締役会が独自の裁量で決定する権限が認められている場合には、現実に総会に出席しない株主でも、以下の要件を満たせば、会社と相互交信可能な (by and to the corporation) 電子送信 (electronic transmission) あるいは電子映像通信 (electronic video screen communication) 手段によって株主総会に参加することができ、その場合には出席しているものとみなし、議決権を行使することができる。電子送信あるいは電子映像通信手段は、すべてでも一部でも良い (in whole or in part) とされているので、ハイブリッド型総会とヴァーチャルオンリー型総会の両方を認める。

ここでいう電子送信とは、20条および21条で、ファックスまたは電子メール、会社が指名するインターネットの掲示板あるいはネットワークへの掲載、その他の電子通信 (electronic communication) を意味するとある。

電子株主総会を開催するための要件として、第1に、会社はそれらのコミュニケーション手段を使用することの同意を株主から取り付けなければならない、かつ、その同意は取り消すことができない¹⁴。第2に、株主は取締役会が定めたガイドラインと手続を遵守しなければならない。第3に、電子株主総会を行う場合には、デラウェア州、ミシガン州およびフロリダ州と同様に、会社は「必要3要件」の対応をすることが求められる。

もっとも、カリフォルニア州は、ヴァーチャルオンリー型総会の選択は現実的には相当困難である。というのは、600条 (e) 項で、株主の同意がない (absent consent) 場合には、株主総会は物理的な場所で開催しなければならないと定める。従って、取締役会の一存で決められず、会社が株主の同意をひとりでも取り付けられない場合には、ハイブリット型総会の選択肢しかないことになる¹⁵。

次に、第IIのパターン、すなわち、ハイブリッド型総会のみを認める会社法を見る、

13 カリフォルニア州の会社法はCalifornia Corporations Codeという呼称である。北村・前掲(注5)8頁

14 20条で、コミュニケーションをとるためのそれらの送信手段の使用についての同意をすると、株主は取り消すことができないとされていることによる。

15 北村・前掲(注5)8頁

まず、その第1は、イリノイ州事業会社法¹⁶である。

同法7.05条では、基本定款または附属定款で特に禁止されていない限り、会社は、株主が電話会議 (conference telephone)、あるいは電子送信、インターネットの使用 (internet usage) などの双方向性の技術 (interactive technology)、遠隔通信手段で、総会に参加しているすべての株主が相互にコミュニケーションをとる (communicate with each other) ことができる方法で、株主総会に参加することを認めることができる。そのような参加は株主総会への出席の取扱いになる。ここでは、筆者の見る限り、「必要3要件」が明記されていないが、上記の「すべての株主が相互にコミュニケーションをとることのできる方法」によることに言い換えられていると思われる¹⁷。イリノイ州の場合には、遠隔通信手段のみによる電子株主総会の手当てがなされておらず、物理的な場所で株主総会が開催されることが前提になっているため、ハイブリッド型総会のみを認めるということになる¹⁸。

また、コネチカット州事業会社法¹⁹においても、同法33-699条 (a) 項で、株主が遠隔通信手段によって株主総会に参加する場合には、出席とみなされ、議決権行使ができる。その場合、33-703条 (b) 項で、デラウェア州、ミシガン州、フロリダ州およびカリフォルニア州と同様、会社は「必要3要件」の対応をすることが求められている。コネチカット州もイリノイ州と同様に、遠隔通信手段のみによる電子株主総会の手当てがなされておらず、物理的な場所で株主総会が開催されることが前提になっているため、ハイブリッド型総会のみを認めるということになる。

最後に、第Ⅲのパターン、すなわち、電子株主総会を認めず、伝統的なスタイルの株主総会のみを認める会社法として、ニューヨーク州事業会社法²⁰を見る。

同法602条は、株主総会は附属定款で定める場所で開催し、その定めがない場合には本店所在地で開催すると定めるだけである。つまり、ニューヨーク州は電子株主総会を認めていないことになる。

2. 1. 2 小括

これまで見てきた電子株主総会の取扱いから、まとめとして以下の点を指摘することができる。

第1に、ハイブリッド型総会であれヴァーチャルオンリー型総会であれ、電子株主総会を認める

16 イリノイ州の会社法はIllinois Business Corporation Actという呼称である。北村・前掲 (注5) 8頁。なお、日本の会社法は1933年イリノイ事業会社法をモデルにしているといわれている (布井千博監訳『会社法の解剖学』(レクスネクシス・ジャパン、2009年) 83頁 (注57))。

17 デラウェア州に続いて2001年に電子株主総会を採用したカナダ事業会社法 (Canada Business Corporation Act) でも、ハイブリッド型総会とヴァーチャルオンリー型総会との両方を認める。電磁的方法による総会への参加として、132条 (4) 項は次のように定める。附属定款で別段の定めがない限り、株主は、諸規則に従い、電話による、電子の、あるいは他のコミュニケーション手段によって総会に参加をすることができる。その場合、すべての参加者が総会中相互に適切にコミュニケーションをとれる (communicate adequately with each other) 手段が求められる。そのような場合には、総会の参加者は総会に出席しているとみなされるとある。

18 北村・前掲 (注5) 8頁

19 コネチカット州の会社法はConnecticut Business Corporation Actという呼称である。

20 ニューヨーク州の会社法はNew York Business Corporation Lawという呼称である。

電子株主総会の検討の視点

場合には、会社法がそれを許容することを明示していることである。

第2に、ハイブリッド型総会であれヴァーチャルオンリー型総会であれ、遠隔通信手段による株主は株主総会に出席したとみなされており、総会の形態で株主の取扱い、株主の権利に差異を設けていないということである。そして、何れも会社と株主間でオープンに対話できるコミュニケーション手段をとることが求められていることである。

第3に、そのことを担保するために、会社には3つの要件、本稿でいう「必要3要件」が求められていることである。第1の要件は、株主本人の確認のための合理的な措置を講ずること。第2の要件は、視覚的であれ、聴覚的な手段であれ、株主が総会の議事に参加して経営陣に質問などができ、議決権行使もできる環境を整えること。すなわち、株主総会の議事において双方向性と同時性が求められていること。第3の要件は、議決権の行使結果、株主発言等の記録を保存することである。

このように電子株主総会が認められるためには、手続の明確化と環境の整備が求められていることがわかる。

2. 2 電子株主総会の動向

2. 2. 1 電子株主総会の事例

アメリカにおける電子株主総会の開催状況を見ると、以下のようになる²¹。

	ハイブリッド型総会	ヴァーチャルオンリー型総会	合計
2012年	26社	27社	53社
2017年	24社	212社	236社

ハイブリッド型総会は近年減少傾向にあるが、反対にヴァーチャルオンリー型総会は増加傾向にある。もっとも、株主数あるいは株主構成をさらに見ていく必要はある。

本稿では、ヴァーチャルオンリー型総会の事例として、2018年5月10日に開催されたフォード・モーター・カンパニー（本社はミシガン州）の定時株主総会の取扱いを概観する。当社は2017年から、ヴァーチャルオンリー型総会に移行している²²。

2018年3月29日付け「ヴァーチャル年次株主総会の招集通知」²³には、以下のような説明が記載されている。

21 前掲（注8）11頁（Broadridge Financial Solutions, Inc. からの引用）

22 Ford Motor Company's 2018 Annual Meeting of Shareholders Meeting Preliminary Resultsによると出席株主数は約300名となっており、出席者数は2016年の5倍、2017年の2倍の増加となっている。

23 Notice of Virtual Annual Meeting of Shareholders of Ford Motor Company (March 29, 2018)

ヴァーチャルオンリー型総会に参加する株主は、日本の「株主総会参考書類」に相当する「委任状説明書」(proxy statement)の説明を見るようにとのお願いがまずある。次に、株主は、自宅もしくはインターネット環境のある遠隔地から、株主総会を聞く(listen)、議決権を行使する(vote)、質問を提出する(submit questions)ことができる。株主が出席することのできる場所がないので、株主はウェブにログインすることで、オンラインでのみ参加することができる。とある。

株主が総会に参加できない場合は、委任状を郵送する、電話であるいはオンラインで指示することもできるとある。電話でというのは、日本とは違うところである。

次に、「委任状説明書」に記載されているヴァーチャルオンリー型総会についての説明²⁴を見ると、以下の説明がなされている。

- ① ヴァーチャル株主総会であるとして、株主総会はインターネットで生中継(ライブ)される。
- ② 16桁のコントロール数字を使って、株主総会の「ヴァーチャル株主総会ドメイン」にログインする。
- ③ 質問をするには2つの方法がある。ひとつの方法は、株主総会直前の3日間は、「委任状投票ドメイン」にログインして質問を書き込む。もうひとつの方法は、株主総会開催中に質問をしたい場合には、「ヴァーチャル株主総会ドメイン」の「ヴァーチャル株主総会プラットフォーム」にログインしてその中の「質問コーナー」(“Ask a Question” field)に質問を書き込むことによる。
- ④ 時間の制約があるが、議題に関する質問は総会中に回答される。ただし、雇用、商品、サービスの問題、製品イノベーションの提案を含む個人的な問題は総会の議題と関係しないので、回答はしない。
- ⑤ 時間がなく総会中に回答されなかった総会の議題に関する質問については、ホームページの「株主の皆さま」欄で回答する。質問と回答は株主総会が終了次第できるだけ早く掲載され、総会終了後1週間公開されるとある。

加えて、株主総会において円滑な議事の進行を図るため、同社から「年次総会の運営規則および手続」²⁵なるものが株主に呈示されている。これは、株主総会の運営要領ともいえるもので、日本においても「議事進行へのご協力依頼」という形で簡単なお知らせが株主に渡されるケースもあるが、ヴァーチャルオンリー型総会らしく、以下のとおり詳細である。

- ① 質問は議案に関連することに限られる。
- ② 株主総会の審議事項は「招集通知」と「委任状説明書」に書かれた事項に限られる。

24 Instructions for the Virtual Annual Meeting (March 29, 2018)

25 RULES OF CONDUCT AND PROCEDURES 2018 ANNUAL MEETING OF SHAREHOLDERS FORD MOTOR COMPANY

電子株主総会の検討の視点

- ③ 基準日の株主または代理人のみが、総会で質問をし、議決権を行使することができる。
- ④ 質問と意見表明はすべての株主 (all shareholders) ができるとある。ただし、以下のような議論と質問は認めない。①総会の議題あるいは会社のビジネスに関係しない事項、②会社の非公開情報に関する事項、③個人的な苦情、④個人を侮蔑する内容、⑤他の株主と重複する質問、⑥訴訟あるいは訴訟リスクのある事柄、⑦解雇、再雇用、会社の商品、金融サービス、製品・サービスのイノベーションなど個人的な問題
- ⑤ 質問と意見は、株主総会前でも総会中でも、ヴァーチャル株主総会ウェブサイト（「ヴァーチャル株主総会ドメイン」）の「質問コーナー」（“Ask a question” text box）ですることができる。
- ⑥ 同一テーマで重複する質問あるいはまとめて回答することができる質問については、まとめて一緒に回答する。できるだけ多くの株主から多くの質問を受け付けたいので、質問はひとりの株主につき3問以内とする。
- ⑦ 時間の制約があって、総会で回答されなかった議題に関する質問については、ネット（ホームページ）の「株主の皆さま」欄でその回答を公開する。質問と回答はできるだけ早く掲載し、掲載後1週間公開する。
- ⑧ 株主提案株主は提案説明する機会を3分間認める。提案株主の発言は提案した内容についての説明に限定される。
- ⑨ 株主総会の進行を妨げる混乱、技術的な故障、あるいはその他の重大な問題が発生した場合には、議長は一時休憩、中断、あるいは議事の進行を急ぐなど、状況に応じて適切な対応を取ることができる。
- ⑩ 株主総会の録音は禁止する。ウェブサイトでの総会の再生は総会后、1年間可能である。
- ⑪ 以上のルールを違反した株主は、ヴァーチャル株主総会から排除される原因となる旨の注意書きがある。

この「年次総会の運営規則および手続」の記載のうち、伝統的なスタイルの株主総会と共通する事項と、電子株主総会対応とを区別してみる。まず、伝統的な株主総会と共通するのは、上記の①、②、③、④、⑥および⑧である。④のただし書きについては、日本における株主の質問に対する役員の説明義務に対応するものである。日本においても、これらの質問については回答拒絶することができる²⁶。また、⑥の「3問ルール」についても時間の制約等から一部の上場会社で採用されているところで、興味深い。これに対して、上記の⑤、⑦、⑨、⑩および⑪は電子株主総会対応であることがわかる。日本で電子株主総会の導入を考える場合には、アメリカと議題の範囲が異なること

26 日本においても、株主には質問権が認められてはいるものの、取締役には説明義務がないものとされているのは、以下のとおりである。①議題に関しない質問、②説明をすることで会社その他の者の権利を侵害することとなる質問、③説明済みで同一内容の反復質問、④その他説明を拒絶することができる正当な理由がある場合などである（314条、会社法施行規則71条）。

も考慮に入れて考える必要がありそうである。

2. 2. 2 議決権行使助言会社の見方

上記事例のフォード・モーター・カンパニーとは直接関係するものではないが、ここで議決権行使助言会社のひとつであるグラス・ルイス社 (GLASS LEWIS) が電子株主総会についてどのように評価しているのかを見ておく²⁷。

まず、ハイブリッド型総会については、伝統的な株主総会に当日出席することができない株主の参加を増やす効果が期待できるとして、高い評価である。これに対して、ヴァーチャルオンリー型総会は、株主が会社の経営者と有意義にコミュニケーションする機会を制限する可能性があるとして、評価が低い。機関投資家もヴァーチャルオンリー型総会は取締役の株主に対する説明責任を弱めることになることを懸念しているという。

そこで、グラス・ルイス社としては、ヴァーチャルオンリー型総会を肯定的に評価するためには、「委任状説明書」において、従来の株主総会と同様の権利と参加の機会が株主に保障するということが明確に記載されている必要があるとする。

その開示の内容としては、たとえば、第1は、総会中の質問の受付時間についてのガイドライン、質問可能な対象範囲のルールを明確にすること、第2は、質問を投稿するための手続とその回答を総会后速やかに会社のウェブサイトに掲載すること、第3は、ウェブ上のプラットフォームへアクセスする技術的手続、あるいはアクセス時にトラブルが生じた場合の対処方法について明らかにしておく必要があるとする。

2. 2. 3 小括

議決権行使助言会社であるグラス・ルイス社の見方から分かることは、ハイブリッド型総会については評価が高いが、ヴァーチャルオンリー型総会については慎重であることである。

そして、ヴァーチャルオンリー型総会を肯定的に評価するための要件として掲げている点は、技術的問題を除けば、各州の会社法で書かれている電子株主総会を認めるための「必要3要件」のうちの株主の権利にかかる第2要件を重視している。

このことからいえることは、議決権行使助言会社のスタンスとしても、電子株主総会において質問権等、従来の株主の権利が縮減されることになるような場合は反対の姿勢であるということである。

ヴァーチャルオンリー型総会を採用したフォード・モーター・カンパニーの株主総会の運営にあたっては、株主総会の「招集通知」および「委任状説明書」ならびに「年次総会の運営規則および

27 GLASS LEWIS 2019 GUIDELINES RULES OF CONDUCT AND PROCEDURES 2018 AN OVERVIEW OF THE GLASS LEWIS APPROACH TO PROXY ADVICE, 50-51、北村・前掲(注5)14頁(注40)

電子株主総会の検討の視点

手続」の3点セットによって、会社法の求める「必要3要件」を遵守することに加えて、議決権行使助言会社の求める水準もクリアしていると判断される。

3 日本の動向

3.1 機器を使用した会議体

3.1.1 取締役会

日本における電子株主総会の可能性を検討するにあたっては、これまでどのような議論がなされてきたかを取締役会との比較のうえで考えて見るのも有意義と考える。

会社法施行規則101条3項一号では、取締役会議事録には、取締役会が開催された日時と場所と、当該場所にいなかった取締役がその取締役会に出席した場合には当該出席の方法を記載する必要がある。

まず、音声と映像とによるテレビ会議方式による取締役会は認められるというのが法務省の見解でもあり²⁸、通説でもある²⁹。各取締役の音声と映像が即時に他の取締役に伝わり、タイムリーな意見表明が互いにできる仕組みになっていれば良いとされる。

次に、音声のみによる電話会議方式による取締役会についても、出席者の音声と映像が即時に他の出席者に伝わり、出席者が一堂に会するのと同様にタイムリーな意見表明が互いにできる状態であれば認められるとされている³⁰。しかしながら、電話会議方式でも、会議室の固定電話と遠隔地にいる取締役の携帯電話とが接続していたものの、当該取締役は取締役会での議論をほとんど聞き取れなかったことが問題となったケースでは、当該取締役が適法に取締役会に出席したものと認められなかった³¹。裁判所は情報伝達の即時性と双方向性の確保された電話会議システムであることを要求している。

さらに、ネットのみを利用したいわゆる電子取締役会は認められるのであろうか。インターネットによるチャット等の方式についても、双方向性と即時性が確保されている等の一定の要件を満たす限りにおいて認められるというのが、会社法立案担当者の意見である³²。

特定の少数のメンバーによる取締役会においては、上記何れの場合においても会議体としての一

28 法務省「規制緩和等に関する意見・要望のうち、現行制度・運用を維持するものの理由等の公表について」商事法務1426号36頁（1996年）

29 江頭憲治郎『株式会社法 第6版』（有斐閣、2015年）415頁、田中 亘『会社法』（東京大学出版会、2016年）223頁

30 平成14年12月18日付け法務省民商第3044号民事局商事課長回答「電話会議の方法による取締役会の議事録を添付した登記の申請について」登記研究第662号（2003年）。また、江頭・前掲注（29）415頁では、音声の送受信により同時に通話する方法（電話会議）による参加は、取締役の全員がそれに同意すれば出席と認めて良いとする。

31 福岡地判平成23年8月9日。この判決を紹介するものとして、弥永真生「電話会議による取締役会決議」ジュリスト1433号30頁（2011年）

32 相澤 哲＝葉玉匡美＝郡谷大輔『論点解説 新・会社法』（商事法務、2006年）363頁

体性が求められていることがわかる³³。

3. 1. 2 株主総会

問題は、不特定多数の株主と会社との会議体である株主総会の取扱いである。

まず、旧商法時代に、株主総会で「第二会場方式」が問題になった³⁴。出席株主数が多かったため、招集通知に記載された場所を第一会場とし、その隣室を第二会場とした。第二会場には大型モニターテレビが設置され、事務局係員が配置されていて、第二会場の株主から質問の要求があれば第一会場に誘導する体制がとられていた。本総会では、第一会場と第二会場との一体性が分断され質問の機会を逸するような一体性に欠ける総会運営ではなかったと裁判所は認定している。ここでは、第二会場の株主から質問権を奪っていないとの判断が重要である。第一会場も第二会場も一体のものであり、招集された同一の開催場所を意味するということになる。

また、旧商法時代は、株主総会の開催場所は、定款の別段の定めがある場合を除いて、本店の所在地またはそれに隣接する地とすることが求められていたが、会社法ではこの規制は削除された。会社法立案担当者によれば、株主の分布状況や出席株主数を考えて、本店と支店の所在地など複数の会場で株主総会を開催することが想定されている³⁵。

その場合、株主総会がひとつの会議体であることから、株主総会運営の一体性が求められることになる。このため、複数の場所で株主総会が開催される場合には、複数の場所すべてにモニターテレビなどを配置して、議長の議事整理、役員答弁や各会場での株主発言が聞き取れる状況にあることが求められると解されている。情報伝達の双方向性と同時性が求められている³⁶。そして、一体性が確保されていない場合には、決議方法が著しく不公正なものとして、株主総会決議の取消し事由となる（会社法831条第1項一号。以下、会社法の条文の場合には会社法の表記を省略する）。

ここであらためて、会社法と会社法施行規則を見て見よう。まず、会社法では、会社が株主総会を招集するには、株主総会の日時と場所を決めて、株主総会を招集しなければならない(298条)。その場所というのは、物理的な場所を意味するというには誰も異論がない。また、議決権の行使については、平成13年の商法改正以降、取締役会決議で電子投票制度を採用すれば、株主総会に出席することなく、インターネットによる議決権の行使が可能となっている(298条第1項四号、第4項)。この電磁的方法は総会に出席しない場合の株主に限られている。

33 取締役会よりも対面性が要求されていると考えられる民事訴訟手続においても、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することのできる方法のテレビ通話方式による証人尋問が認められている（民事訴訟法204条第1項一号）。また、双方が音声の送受信により同時に通話することができる方法の電話方式による弁論準備手続・書面準備手続が認められている（170条第3項）。

34 大阪地判平成10年3月18日。これを紹介するものとして、中村一彦「商事法判例研究⑩」判タ989号51頁（1999年）

35 相澤 哲・細川 充「新会社法の解説（7）株主総会等」商事法務1743号22頁（2005年）

36 相澤 哲編著『立法担当者による新・会社法の解説』別冊商事法務295号80頁（注11）（2006年）

電子株主総会の検討の視点

また、会社法施行規則72条第3項一号では、株主総会議事録には株主総会が開催された日時と場所と、当該場所にいなかった取締役又は株主がその株主総会に出席した場合には当該出席の方法を記載することが求められている。

現行の会社法のもとで、電子株主総会は認められるのかが問題になる。

株主総会を物理的な場所で開催することが求められている以上、ヴァーチャルオンリー型総会は認められていないというのが通説である³⁷。これに対して、ハイブリッド型総会については解釈上認められる³⁸、もしくは認められる余地がある³⁹とするのが通説である。その場合、株主が総会会場に行かなくても、インターネットによって総会に参加し、株主権の行使が認められることが前提になっており、株主総会の一体運営と即時性を必要とする。

もっとも、日本の会社法においてどこまでハイブリッド型総会を想定しているのか明確ではない。それは第1に、テレビ会議による株主総会が認められるという場合、従来の延長線上で、複数の場所での同時開催が想定されているのではないかとと思われるところがある⁴⁰。第2に、会社法施行規則の手当てについても、株主総会議事録に株主がインターネットや電話等を通じて参加する場合の出席方法を明らかにすることが目的⁴¹であり、ハイブリッド型総会が認められることを当然の前提としているとされる⁴²。しかしながら、会社法の定めを何もせず、法務省令たる会社法施行規則でそれだけを手当てするのは不可解である。というのは、ハイブリッド型総会であったとしても、定款での別段の定めを要否、電子株主総会の開催を決定できる機関、手続面の手当てなどを明確にしないかぎり、現行会社法の下でハイブリッド型総会が認められているとは単純にいえなからである⁴³。不特定多数の株主を対象とする以上、今までいわれているのとは違って、取締役会の電子化以上に、株主総会の運営については慎重な検討が必要になる。この点、アメリカでは会社法で規定の手当てを必要最低限行っていることに留意する必要がある。したがって、日本の会社法においては、規定の整備が必要と思われるので、ハイブリッド型総会もヴァーチャルオンリー型総会もまだ認められないという視点に立った検討が必要と思われる。

37 北村・前掲(注5)12頁。江頭・前掲(注29)346頁、神作裕之「株主総会のIT化」民商法雑誌16巻6号793頁(2002年)、大杉健一「株主総会の電子化とその審議の実質」岩村=神田・前掲(注3)103頁、柴田和史=神田秀樹「電子株主総会の展望」岩村=神田・前掲(注3)149頁、田澤・前掲(注9)343頁など。なお、弥永真生『コンメンタール 会社法施行規則・電子公告規制』(商事法務、2007年)393頁はヴァーチャルオンリー型総会も認められる余地があるとする。

38 北村・前掲(注5)11頁、弥永・前掲(注37)393頁、弥永真生「株主総会のIT化」ジュリスト1271号36頁(2004年)、鮎川典夫「株主総会制度をめぐるこれまでの議論と電子株主総会」岩村=神田・前掲(注3)20頁、岩村充=坂田絵里子「わが国における株主総会電子化の可能性と課題」岩村=神田・前掲(注3)67頁、大杉・前掲(注37)89-90頁、柴田=神田・前掲(注37)131頁以下、田澤・前掲(注9)345頁

39 神作・前掲(注37)795-796頁、小塚荘一郎「株式会社運営の電子化・IT化」法学教室264号42頁(2002年)

40 弥永・前掲(注37)393頁、相澤=細川・前掲(注35)22頁

41 相澤 哲編著『立案担当者による新会社法関係法務省令の解説』別冊商事法務300号12頁(2006年)

42 澤口 実・近澤 諒「米国におけるヴァーチャル総会増加とわが国における適否」商事法務2140号34頁(2017年)

43 大杉・前掲(注37)103頁では、取締役会の権限でハイブリッド型総会の採用を決定することができるので、定款の手当ては不要とする。北村・前掲(注5)13頁も同様。

3. 2 商法シンポジウム報告

3. 2. 1 報告者の立論

報告者の立論で問題と思われるのは日本におけるハイブリッド型総会の取扱いである。

ハイブリッド型総会は現行会社法のもとでも開催可能との通説の見解を踏まうえて、ハイブリッド型総会の運営について通説とは異なる立論をされておられる。具体的には、オンライン参加する株主は総会に出席していると捉えているのにも拘わらず、オンライン参加する株主の権利について制約する提案をされている。これは重要な論点であるので、以下その説明部分を以下のとおり引用する。

「ハイブリッド型の場合、物理的な「議場」への参加とオンライン参加の選択権が株主にある以上、オンライン参加の株主は、質問が取締役に選別されることがあらかじめ了解した上で参加することにすれば、取締役によるオンライン参加株主の質問の選別を問題視する必要はない。「さらに突き詰めれば、質問権、議事運営に関する動議の提出権、および議案に対する修正動議の提出権は、オンライン参加者には認めないこととすることも可能とすべきではないか」⁴⁴と、株主権の制約に意欲的である⁴⁵。

この考え方の根拠とするものは、株主が物理的に開催される株主総会に出席することができる権利が保障されているのに、あえてオンライン参加を選択する。つまるところ、株主は物理的に総会に参加できる権利を放棄しているのだから、会社は取締役会の決議によってオンライン参加する株主を差別的に取り扱うことは許される⁴⁶という論理である。

3. 2. 2 立論についての若干の考察

上記立論を行うにあたって、報告資料では電子株主総会についてアメリカのみならず、イギリス、ドイツについても簡単ではあるが紹介されている。何れの国においても、オンライン参加する株主の権利を制約できるところは一切ないが、日本のハイブリッド型総会を論じるところで、唐突に株主権の制約を論じようとしている。

なぜこのような論理を試みたのだろうか。立論にあたっての疑問点を以下論じてみたい。

その第1の疑問点は、日本においても現行の会社法においてハイブリッド型総会の開催は可能という通説の考えに抵抗がないことである。

第2に、電子株主総会は誰のために、何のために開催されるのかの視点である。確かに、株主総会で株主が会社の経営者と直接対面して、議論を交わすことの大切さは現在も変わりはない。しか

44 北村・前掲（注5）12頁

45 傍点は筆者

46 木村・前掲（注5）12-13頁

電子株主総会の検討の視点

し、現実の株主総会を見て分かる通り、会場にいるということ自体はそれほど重要なものではない。伝統的な総会を前提において、会場出席がメインで、オンライン参加がサブだという発想は、電子株主総会を考えるうえで危険である。そして、株主には単に議決権を付与すればすむという話ではない。株主総会は会社の経営者と株主とがそれなりの緊張関係のもとで議事が進行するものでなければならないはずである。会社に一方的に有利なルールは認められない。そうなると、株主に認められる種々の権利を無視することはできなくなる。出席扱いとなる以上、オンライン参加の株主に質問権を認めないというわけにはいかないであろう。

このように考えると、どのような参加形態であれ、議長の議事整理権のもとで株主平等の原則を考える必要がある。立論は株主による権利放棄と整理するが、原点に戻って考えれば、会社による株主権の不当な制約になる。

第3に、暗黙裡に、ハイブリッド型総会を考えて、さらにヴァーチャルオンリー型株主総会を考えていると思われる。そうではなく、デジタル時代の電子株主総会を考えるには、最もシンプルなヴァーチャルオンリー型総会をイメージして、そのうえで、混合型のハイブリッド型総会を考えるべきではないのかということである。その後先の順番を変えてしまうと、本質が見落とされることを危惧する。そうしないと、ITの進歩、進化に合わせた電子株主総会を考える意味合いが薄弱になると考えるからである。

第4に、現実的な問題として、機関投資家は株主権の縮減となるこのような立論を認めないであろう。それだけかえって立論は現実的でない。

4 おわりに

本稿では、2018年に行われた日本私法学会商法シンポジウムにおける北村教授の報告に刺激を得て、アメリカにおける電子株主総会の現状と日本への影響を考えてみた。

アメリカの電子株主総会の検討からわかることは、第1に、ハイブリッド型総会であれヴァーチャルオンリー型総会であれ、それを認める場合には会社法の手当てがなされていることである。第2に、ハイブリッド型総会であれヴァーチャルオンリー型総会であれ、オンライン参加する株主の権利、取扱いについては差異がないということである。

このことから、日本での電子株主総会を考える場合には、以下の視点で検討する必要があるのではないかと考える。

第1に、会社法施行規則以外に会社法の具体的な規定がない以上、日本の会社法では、ハイブリッド型総会もヴァーチャルオンリー型総会もまだ認められないというスタート地点に立つべきである。第2に、まずは最もシンプルなヴァーチャルオンリー型総会から考えていき、そのうえで、ハイブリッド型総会の運営を考えるべきである。それは株主総会の原点に戻る必要があるからであ

る。第3に、株主総会は理論と実践の場であり、電子株主総会を考えるにあたっては、理論だけではなく、株主総会の実態と実務を踏まえた検討が求められる。それで初めて、会議体としての株主総会を考えることになる。

日本とアメリカの会社では株主構成と会社機関の権限等、諸事情が異なるものの、日本においてもデジタル時代の電子株主総会を検討する価値はこれまでよりも高まっているといえる。

謝 辞

本稿の検討にあたっては、京都大学北村雅史教授のシンポジウム報告および研究アプローチに大きな示唆と刺激を得た。あらためて同氏に厚く感謝を申し上げたい。